

## 平成31年度 部活動に係る活動方針

千葉県立千葉北高等学校

平成30年3月スポーツ庁策定の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、同年6月千葉県教育庁体育課改定の「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」及び同年12月文化庁策定の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本校の部活動に係る活動方針を以下のとおり定める。

### 1 部活動に係る学校経営上の目標（学校経営方針で示された具体的な取組）

#### (1) 人間性の涵養

学校生活すべての場面で、考え方、立場、性格や価値観の異なる人と相互に理解し、共存し合える心、態度の涵養

#### (2) 知識・技術の習得

将来生きていけるための知識・技能の習得

「夢」実現の基礎としての必要な知識の習得

#### (3) 思考力・判断力・表現力の育成

未知の課題に対応すべく学習したことを、自ら調べ、考え、他人に発信できる意欲や能力の育成

「自調」「自考」「自行」の実践

「学習」「部活動」「学校行事」への全力投球

### 2 部活動の基本方針

#### (1) 適切な運営のための体制整備

ア 生徒や教員の数・施設等を鑑みて適正な部活動を設置する。

イ 部活動ごとに活動目標を定め、活動計画及び活動実績を提出・公表する。

原則として、活動計画は年間（または半期）単位で、活動実績は月単位とする。

ウ 経費の徴収や会計報告の作成等、会計処理に係る事項はルールに則り、適切に対応し、説明責任を果たす。

エ 保護者や関係団体等の連携を図りながら、地域に信頼される学校づくりの一環としての活動に取り組む。

オ 顧問は、積極的に合理的指導方法や科学的トレーニング等についての情報を収集し、他校の顧問と連携を図りながら、生徒が達成感を得られるような部活動の実現を目指す。

#### (2) 効果的な活動の推進

ア 顧問は、部活動中の生徒及び顧問自身の怪我、夏季・高温時の熱中症等、事故の防止に細心の注意を払う。対外試合、合宿、発表会等の遠征時についても同様とする。

イ 生徒及び顧問は、部活動内において、生徒はお互いの人権を尊重する観点からいじめや暴力を、また顧問は、人権尊重に加えて教育者の観点から体罰や各種ハラスメントをそれぞれ「しない、させない、許さない」ことを徹底する。

ウ 活動目標や部活動の特性を踏まえた合理的でかつ効率・効果的な練習方法の積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行うことができるよう努める。

エ 生徒の発達段階や能力・適性を見極めるとともに、健康状態を確認しながら個に応じた指導を行う。

オ 生徒と顧問の対話を深めるとともに、部活動計画策定への参画を含め、生徒の主体的な活動の幅を一層広げる。

### (3) 適切な休養日等の設定

- ア 課業期間中は、週2日程度の休養日を設ける。このうち少なくとも1日は、土曜日及び日曜日（以下「週末」）に設ける。週末に大会等に参加した場合は、他の日に振り替える。
- イ 長期休業中は、課業期間中に準じた扱いとするが、十分な休養をとることができるよう、まとまった休養期間を設ける。
- ウ 1日の活動は、平日は2時間程度とし、週末を含む学校の休業日は、3時間程度とする。
- エ 各部活動の実態に応じて、週単位以外にも月間、年間（または半期）単位での活動頻度・時間の目安を定める工夫も可とする。

多様な部活動の実態を踏まえ、方針に示した基準を超える場合の条件整理

#### ○基準とされる休養日を設定できない場合

- \* 各部活動が活動目標に沿って活動計画の中で定め、校長の承認を得た場合
- \* 設定された休養日に止むを得ず行事等が入り、振り替えが不可能な場合

#### ○基準とされる時間を超えて活動をする場合

- \* 大会、合宿、交流行事、発表会等、年間行事に位置付けられた特別な活動の場合
- \* 安全対策上の配慮や活動機会の公平性担保等の事情で止むを得ない場合
- \* 必要不可欠な練習方法・内容が最大限効率化に努めても基準に収まらない場合

### (4) 適切な運営のための環境整備

- ア 顧問は、生徒に対して、事故防止のために練習等開始前に施設や使用器具の安全点検を確実にを行うように指導するとともに、自らも安全点検に務める。施設や使用器具に不備があった場合は、使用を停止するとともに、速やかに管理職に連絡して指示を仰ぐ。
- イ 顧問は、部活動で怪我や事故が発生した場合には、本校で策定した安全管理マニュアルに基づき、速やかに管理職に連絡をして指示を仰ぐとともに、必要に応じて安全を最優先して消防・警察・医療機関等へ連絡をする。
- ウ 顧問は、怪我や事故に関しては、必ず当該生徒の保護者に連絡をするとともに、当該生徒の担任に対しても情報を提供し共有する。
- エ 部活動に係る会計取扱については（参照2（1）ウ）、顧問が出納簿を通じて適切に管理し、保護者に対して年度末をはじめ適切な時期に紙面で報告をする。
- オ 顧問は、部活動保護者会結成を促すなど部活動の日々の活動について保護者と十分連携を図る。
- カ 顧問は、保護者に対して生徒の自宅における健康管理や安全への助言について協力を求める。
- キ スポーツを含め文化活動に欠かせない「楽しむ」という観点を踏まえ、多様な楽しみ方に応え得る仕組みや指導者の柔軟な対応策を検討する。
- ク 顧問は、開かれた学校づくりの観点から、生徒が所属する部活動を通じて、異校種の児童・生徒に対する技術指導や地域行事への参加、及び施設等への訪問などに積極的に取り組むよう指導する。  
千葉県高等学校体育連盟（以下「高体連」という）加盟の部活動は、高体連が推進する「プラスワン活動（地域貢献活動）」の趣旨を踏まえ、積極的に取り組む。
- ケ 顧問及び生徒は、学校ホームページへの掲載などを通じて、地域社会へ当該部活動や競技等を積極的に周知しその普及を心がける。